



監査の結果報告について

地方自治法第243条の2の2第3項の規定に基づき、監査を実施したので、大崎市監査委員条例第6条第1項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年2月21日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典

大崎市監査委員 伊 藤 玲 子

大崎市監査委員 只 野 直 悦



記

第1 監査等の種類

地方自治法第243条の2の2第3項に規定する市長からの監査請求に基づく監査

第2 監査の対象

次の職員の賠償責任の監査請求に係る事務

会計管理者、総務部納税課（出納員及び現金取扱員6人）

第3 監査の項目及び着眼点

(1) 請求概要に係る事実の有無

(2) 対象となった職員に係る故意又は過失等の有無

(3) 故意又は過失等が認められた場合の賠償責任の有無とその賠償額の決定

第4 監査の主な実施内容

令和4年12月23日付け大崎総第342号で市長から提出のあった監査請求に基づき、事実の把握及び対象となった職員に関する賠償責任の有無を審査するため、現金取扱いに係る書類等の調査を行うとともに、納税課執務室の实地調査並びに会計管理者、出納員(納税課長)及び関係職員から事情聴取を行うことにより監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和5年1月18日(水)から同年2月8日(水)まで

第6 事件の概要

令和4年7月8日(金)窓口業務終了後、納税課滞納整理担当職員Aは納税課収納・相談窓口を設置してあるセルフレジから、当日納められた市県民税や固定資産税など1,010,023円を回収し、釣銭用両替金11,000円を合わせた1,021,023円をメッシュの収納袋に入れ、納税課内に設置してある耐火金庫に保管した。

令和4年7月11日(月)午前8時10分頃、窓口業務を開始するため、滞納整理担当職員Bが耐火金庫を解錠し手提げ金庫と公印を取り出した。

午前8時35分頃、職員Aは先週金曜日の収納金を会計課を通じて指定金融機関へ入金するにあたり、現金と納入通知書を照合するため、耐火金庫内のメッシュの収納袋を確認したところ、入っていた1,021,023円のうち、硬貨の1,023円のみが残っており、1,020,000円が不明であることを確認した。なお、不明金の金種はすべて1万円札であった。

直ちに上司に報告し総務部内において、納税課職員の机の中の搜索と耐火金庫を解錠できる職員6人の聴き取り調査を実施したが発見に至らなかったことから、同日午後に宮城県古川警察署に相談し、同日夕刻に宮城県古川警察署が実況見分を行い、翌12日(火)午後4時30分宮城県古川警察署に被害届を提出した。

第7 監査の結果

(1) 事実の有無

市長から提出のあった令和4年12月23日付け大崎総第342号文書、令和5年1月18日に実施した納税課執務室の実地調査、市長から回答のあった同年1月27日付け大崎総第371号文書、同年1月31日並びに2月1日に実施した関係職員の事情聴取及び同月8日に実施した監査会に基づき、令和4年7月8日に納税課内のセルフレジから回収した現金及び釣銭のうち、1,020,000円を亡失し、市が損害を被った事実があると認められた。

(2) 賠償責任の有無

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第1項において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」と規定されている。

本条の趣旨は、これらの職員の第1項に掲げる職務に限り、職務の特殊性に鑑みて、民法上の責任よりも責任発生の要件及び責任を限定し、職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的になることなく積極的に職務を遂行することができるように配慮するとともに、地方公共団体が損害を被った場合に、地方公共団体内部の簡

便な責任追及の方法を設けることによって、その損害の補填を容易にしようとするものである(昭和61年最高裁判決引用)とされている。

このような本条の趣旨を踏まえ、次のとおり判断した。

当事件は、当日にセルフレジから打ち出したレシートにより、セルフレジから回収した金額が1,010,023円であること、併せて、釣銭の両替記録票により、釣銭用の手提げ金庫から11,000円を取り出したことが確認できている。

また、公金の管理体制には、一部不適切な取扱いが認められたものの、複数の職員の証言により、セルフレジから耐火金庫へ保管するまでの間に収納金を紛失した可能性は低く、メッシュの収納袋に入れた1,021,023円のうち、1万円札の1,020,000円が亡失し、硬貨の1,023円はメッシュの収納袋に残っていたことを鑑みれば、盗難の可能性が非常に高いと考察する。

よって、捜査関係機関となお一層連携を図り、事件解決に向け努力すべきであり、いつ、誰が、どのような状況で亡失したのか特定できていない現段階で、それぞれの職分に応じ、かつ、職員の行為と損害との因果関係に応じた賠償責任を特定し職員に対し賠償請求を求めることは、時期尚早と判断するものである。

第8 監査結果に関する意見

今回の監査において、耐火金庫のシリンダー錠の鍵は、大崎市合併以前から引継ぎがなされていない状況で所在は不明であり、ダイヤル式の暗証番号による施錠のみで対応してきたこと、暗証番号の変更を長年行わないまま引き継いできたこと、納税課滞納整理担当職員(現金取扱員)は、セルフレジから当日の収納金を回収し、耐火金庫に保管するまでの業務を一人体制で行うことが常態化していたことが認められた。

また、現金を取り扱う部署の实地監査を行ったところ、一部改善を要する取扱いが認められ、指摘したところである。

今回の事件は、盗難の可能性が非常に高いと思われるものの、公金の管理や取扱いについて、確実な事務が求められているにもかかわらず、現金取扱いに対する緊張感の希薄化や長期的な意識の低下が感じられた。さらに、善良な管理者の注意義務を怠り内部統制が欠如していたと言わざるを得ず、一部署、一職員の問題ではなく、組織全体の問題として捉えるべきものと考えられる。

今後、二度とこのような事件が発生しないよう現金取扱事務については、全庁にわたり改めて認識し直すことは勿論のこと、新庁舎における管理体制を再検討するとともに、速やかに有効性・効率性を有する内部統制を構築した上で適時に点検・見直しを行い、継続的に確実な現金取扱いが図られるよう望むものである。